

## テーマ：「賃上げ促進（旧所得拡大促進）税制の改正」

令和4年度税制改正にて賃上げ促進税制（中小企業向け）が改正されました。

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度が対象となります。今回は、中小企業における改正内容をお伝えします。

### 1. 改正前

適用要件		控除率	最大控除率
基本	雇用者全体の給与支給額 前年比 1.5%以上増額	15%	最大 25%
上乗せ	雇用者全体の給与支給額 前年比 2.5%以上増額 かつ 教育訓練費 前年比 10%以上増加 又は経営力向上の証明がされたこと	10%	

### 2. 改正後

適用要件		控除率	最大控除率
基本	変更なし	変更なし	最大 40%
上乗せ	雇用者全体の給与支給額 前年比 2.5%以上増額	15%	
	教育訓練費 前年比 10%以上増加	10%	

※控除上限額は法人税額の20%

### 3. 改正点

中小企業においては上乗せ要件が変更され、経営力向上による上乗せは廃止されましたが、改正後は雇用者全体の給与支給額前年比 2.5%以上と教育訓練費の前年比 10%以上増加による控除率がそれぞれ個別に加算されるようになりました。それにより最大控除率も 25%から 40%と大幅に増えました。